



2025年4月吉日

お客様各位

ANA クラウンプラザホテル札幌 総支配人

サービス料改定のお知らせ

平素より ANA クラウンプラザホテル札幌をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
2025年4月1日（火）よりサービス料を以下の通り改定いたします。

記

【変更内容】 サービス料を13%から15%へ変更
【開始日程】 2025年4月1日（火）ご利用より

今後もさらなるサービス向上に努め、お客さまにより満足していただけるよう努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

April 2025

To our Valued Guests,

Notice of Service Fee Change

Thank you for staying at ANA Crowne Plaza Sapporo.
We would like to change service fee from June 1st.

【Details】

1. Service fee changed from 13% to 15%
2. Starting from Tuesday, April 1st

Thank you for your cooperation.

General Manager
ANA Crowne Plaza Sapporo



2025년 4월

고객 여러분

ANA 크라운 플라자 호텔 삿포로 총지배인

서비스 요금 개정 안내

항상 ANA 크라운 플라자 호텔 삿포로를 이용해 주셔서 대단히 감사합니다.

2025년 4월 1일(화)부터 서비스 요금을 아래와 같이 개정합니다.

안내

【변경 내용】 서비스 요금을 13%에서 15%로 변경

【개시 일정】 2025년 4월 1일(화) 이용부터

앞으로도 더 나은 서비스 개선에 최선을 다하여 고객 여러분의 만족도를 높이기 위해 노력하겠습니다. 이점 양해해

이상

2025년 4월

各位尊敬的客人

ANA 全日空皇冠假日酒店 总支配人

关于服务费涨价的通知

真诚感谢您平时光顾札幌 ANA 全日空皇冠假日酒店。
2025年4月1日(周二)起服务费将变更为以下价格。

变更内容 : 服务费由 13%变更为 15%

开始日期 : 2025年4月1日(周二)开始

从今以后我们也将致力于提高服务水准, 提供让客人们感受都宾至如归的高水准服务。还请您的理解的基础上多多包涵。

※以上

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

- 第2条 1 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) a.申込者名及びその連絡先
b.宿泊料金の支払者名及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 1 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - 2 満室により客室の余裕がないとき。
 - 3 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 4 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 5 宿泊しようとする者が、他のホテル利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 6 宿泊しようとする者が、宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする方が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。))第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - 7 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返ししたとき。
 - 8 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - 9 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 10 北海道旅館業法施行条例第8条の規定する場合に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

- 第6条 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。))は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

- 第7条 1 当ホテルは、次に掲げる場合等においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が、他のホテル利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返ししたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊約款

宿泊の登録

- 第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および連絡先
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

- 第9条 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、3:00p.m.から翌日11:00a.m.までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過4時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過7時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過7時間以上は、室料金の1日分

利用規則の遵守

- 第10条 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

- 第11条 1 当ホテルの主な施設等の営業時間は、各所の掲示、TVインフォメーション等でご案内いたします。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

- 第12条 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、原則として宿泊客の到着又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 4 当ホテルの朝食・夕食付、又は付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、宿泊客が任意に喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

当ホテルの責任

- 第13条 1 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは消防設備の整備に努めているほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第14条 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。ただし、第7条第1項によって当ホテルが宿泊契約を解除した場合はこの限りではありません。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

- 第15条 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロント又は客室内金庫にお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り、当ホテルの決める方法で保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、当ホテルが一定期間お預かりし、その後遺失物の規定に基づき処理します。
- 3 本条各項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊約款

駐車責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

準拠法、合意管轄裁判所

第19条 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルを経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所といたします。

本約款の改定

第20条 1 当ホテルは本宿泊約款を必要に応じて随時改定することができるものとします。
2 本約款を改定する場合、約款を改定する旨、改定後の約款の内容及び効力発生期日を当ホテルのホームページ上に掲載し、周知するものとします。

別表第1
宿泊料金等の内訳(第2条第1項、及び第12条第1項関係)

支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 〔室料(又は室料+朝食料)〕 ②サービス料(①×15%)
	追加料金	③飲食料〔又は追加飲食料 (朝食以外の飲食料)〕 及びその他の利用料金 ④サービス料(③×15%)
	税金	消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2
取消料(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前	21日前
	一般	4室まで	100%	100%	80%	50%	20%
団体	5室以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%
	50室以上	100%	100%	80%	80%	50%	50%

(注)

1. %は、宿泊料金に対する違約金・取消料の比率です。
2. 団体客(5室以上)の契約日数の短縮、室数の減少など一部について変更があった場合、すべての日数、室数分の取消料を収受します。団体客(5室以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の15日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊室数の10%未満(端数が出た場合には切り上げる)の解除の場合、取消料をいたしません。
3. その他、特定団体及び特定期間において前述の規定とは異なる取消料を定める場合がございます。

付則

第1条 当ホテルは令和7年4月1日、宿泊約款の各一部を改定し、同日施行する。